令和３年９月

土地改良施設の
更新事業費の積立手順の概要

土地改良施設の更新事業費の積立手順の概要

目次

I 本書の概要 1
　1　本書の目的 1
　2　本書の前提 1
　3　施設更新費用の積立の必要性 1
　4　積立手順の概要 1
II 土地改良事業計画（維持管理計画）の変更 3
　1　維持管理計画変更（案）の記載事項 3
　2　維持管理計画の変更手続 4
III 土地改良施設に係る施設更新積立計画（案）の策定 5
　1　積立ての目的 6
　2　積立計画の内容 6
　3　施設更新事業等の概要 7
　4　積立金の積立て・取崩しによる土地改良区収支への影響 8
　5　積立額の算定方法 8
　6　その他 9
IV 総（代）会の議決 10
　1　組合員との合意形成 10
　2　総（代）会の議決 11
V 積立金管理規程の設定 12
VI 積立の実施 14
　1　口座の設定 14
　2　積立予算の承認 14
　3　積立結果の報告 14
　4　会計経理処理 15
別添１　土地改良区施設更新積立計画（例） 23
別添２　土地改良区施設更新積立金管理規程（例） 25
別添３　（参考）土地改良区の実情に合わせた積立の実施 27
　1　本書適用の課題 27
　2　柔軟な運用の事例 27

（注）本文中、「法」とあるのは土地改良法、「令」とあるのは土地改良法施行令、「規則」とあるのは土地改良法施行規則をいう。

Ⅰ 本書の概要

1 本書の目的

本書は、土地改良区が管理する土地改良施設（以下「施設」という）の状況を把握した上で、土地改良事業計画と整合した施設更新計画及び積立計画を策定し、組合員への適切な情報提供と会計処理を行うことで、大規模修繕及び更新事業（以下「施設更新事業等」という）に係る組合員の費用負担への理解と施設更新事業等に要する費用の計画的な積立てを促進することを目的に作成するものです。

2 本書の前提

本書で示す積立の手順は、「土地改良施設の資産評価マニュアルの制定について（平成 31 年２月 14 日付け 30 農振第 2941 号農村振興局整備部長通知）」及びこれに関連し各都道府県が作成する当該資産評価の運用方針等（以下、「資産評価マニュアル」という）に基づき作成された「土地改良施設台帳」を前提に記載しています。

このため、本書に則って施設更新費用を積立てることができるのは、あくまで資産評価マニュアルに基づいた土地改良施設台帳の整備が完了している土地改良区になります。本書に則った積立手法は、土地改良区会計基準、及び令和 4 年度までに作成・公表が義務付けられている貸借対照表の考え方と整合的で、一つの理想的な手法といえます。したがって、各土地改良区の実情に合わせ、可能な範囲で本書に則った積立の実施を検討してください。

本書の末尾には、参考として、土地改良区の実情に合わせた積立の実施の選択肢についても掲載してあります。必要に応じて活用してください。

3 施設更新費用の積立の必要性

施設の老朽化が進展する中で、将来にわたり施設を安全かつ機能的に利用するためには、現場における適正な管理と併せて土地改良施設台帳の年度ごとの更新を適切に行い、将来の更新費用を計画的に積み立てた上で、施設の更新を進めていくことが求められます。

積立は、将来の施設更新費用について、現役世代と将来世代で負担を分担するために行うものであることから、現役世代のみで全額を積み立てる必要はなく、施設の更新時に、将来世代から特別賦課金を徴収することも考えられます。

このため、積立金の水準や積立期間等の設定に当たっては、機能保全計画等の更新計画を踏まえ、その根拠を明確に組合員に示すことが必要です。

4 積立手順の概要

積立計画の策定から実際に積立てを開始するまでの一般的な手順を次頁に示します。

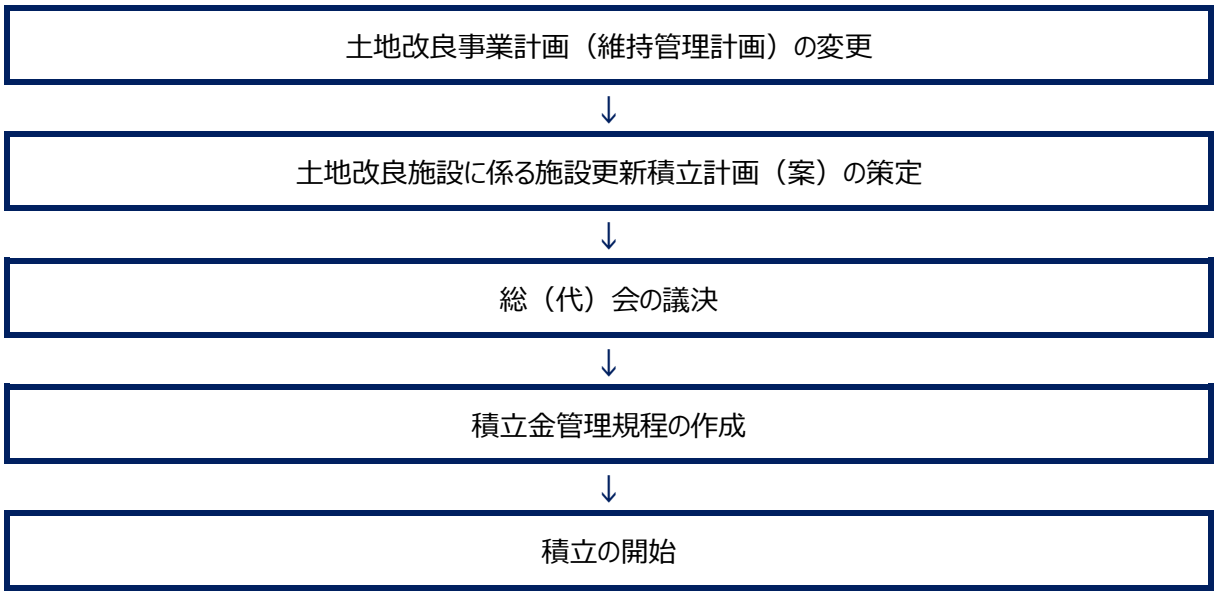

（１）土地改良事業計画（維持管理計画）の変更

施設更新事業等の策定は法第 7 条第 1 項に基づく土地改良事業計画（以下、「維持管理計画」という）の変更を伴うため、維持管理計画の変更（案）を策定し、総（代）会の議決を経て都道府県知事の認可を得ます。

具体的内容については、「Ⅱ 土地改良事業計画（維持管理計画）の変更」を参照下さい。

（２）土地改良施設に係る施設更新積立計画（案）の策定

変更した維持管理計画及び土地改良施設台帳に基づき、土地改良施設に係る施設更新積立計画（案）（以下、「積立計画（案）」という）を策定します。

具体的内容については、「Ⅲ 土地改良施設に係る施設更新積立計画（案）の策定」を参照下さい。

（３）総（代）会の議決

維持管理計画の変更に係る総（代）会の議決と同時に、積立計画（案）についても総（代）会の議決を得ます。なお、総（代）会の議決に至るまでに、組合員に対し随時情報提供を行い、あらかじめ合意を得ておきます。

具体的内容については、「Ⅳ 総（代）会の議決」を参照下さい。

（４）積立金管理規程の作成

総（代）会の議決後、理事会の議決を経て、積立金管理規程を作成します。

具体的内容については、「Ⅴ 積立金管理規程の作成」を参照下さい。

（５）積立の開始

積立金管理規程に基づき積立てを実施します。毎年度、収支予算書への計上時と収支決算書による積立結果の報告時に総（代）会の議決を得ます。

具体的内容については、「Ⅵ 積立の開始」を参照下さい。

II 土地改良事業計画（維持管理計画）の変更

積立計画の策定にあたっては、土地改良区の維持管理計画上からも施設に係る維持管理及び施設更新事業等に要する費用等を明らかにする必要があることから、積立計画の策定と同時進行で、維持管理計画の変更（案）を作成します。

1 維持管理計画変更（案）の記載事項

施設更新事業等の対象とする施設の種別（かんがい施設、排水施設、農業用道路など）ごとに、施設更新に関する方針を定めるとともに、次の費用を維持管理計画書の事業費に計上します。

(１) １事業年度に要する経常的経費の概算額

毎年度の積立金の金額だけ経常的経費が増加しますので、その増加分を反映させます。

ここでの経常的経費の増加分は、施設更新事業費のうち、組合員が毎期積み立てる金額を指し、「Ⅲ-4 積立金の積立て・取崩しによる土地改良区収支への影響」の、毎年度の積立金の金額と対応します。

(２) 施設の耐用年数期間中に必要となる整備補修費（大規模修繕に要する費用及び施設更新事業に要する費用等を含む。）の予定総額及びその１事業年度当たりの平均額

施設更新事業費の金額だけ整備補修費が増加しますので、維持管理計画上、「修理費」、「修繕費」、「補修費」などの名称で表示されている費目にその増加分を反映させます。

ここでの整備補修費の増加分は、施設更新事業費の予定総額から、組合員が積み立てる積立金の総額を控除した金額を指し、「Ⅲ-２積立計画の内容」の施設更新事業費の財源における積立金以外の財源の部分（設例では借入金の部分）と対応します。

１事業年度当たりの平均額は、上記の金額を積立期間で除した金額を反映させます。

2　維持管理計画の変更手続

維持管理計画の変更手続の概要を次に示します。

なお、土地改良法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年 3 月 29 日付け農林水産省令第 30 号）により、平成 31 年 4 月 1 日から、維持管理計画の変更手続の合理化が図られ、一定の要件に該当する場合は、組合員の同意手続を省略又は簡素化し、総（代）会の議決により、都道府県知事の認可を受けることができます（法第 48 条第 3 項及び第 5 項、令第 48 条の 2 及び 3）。

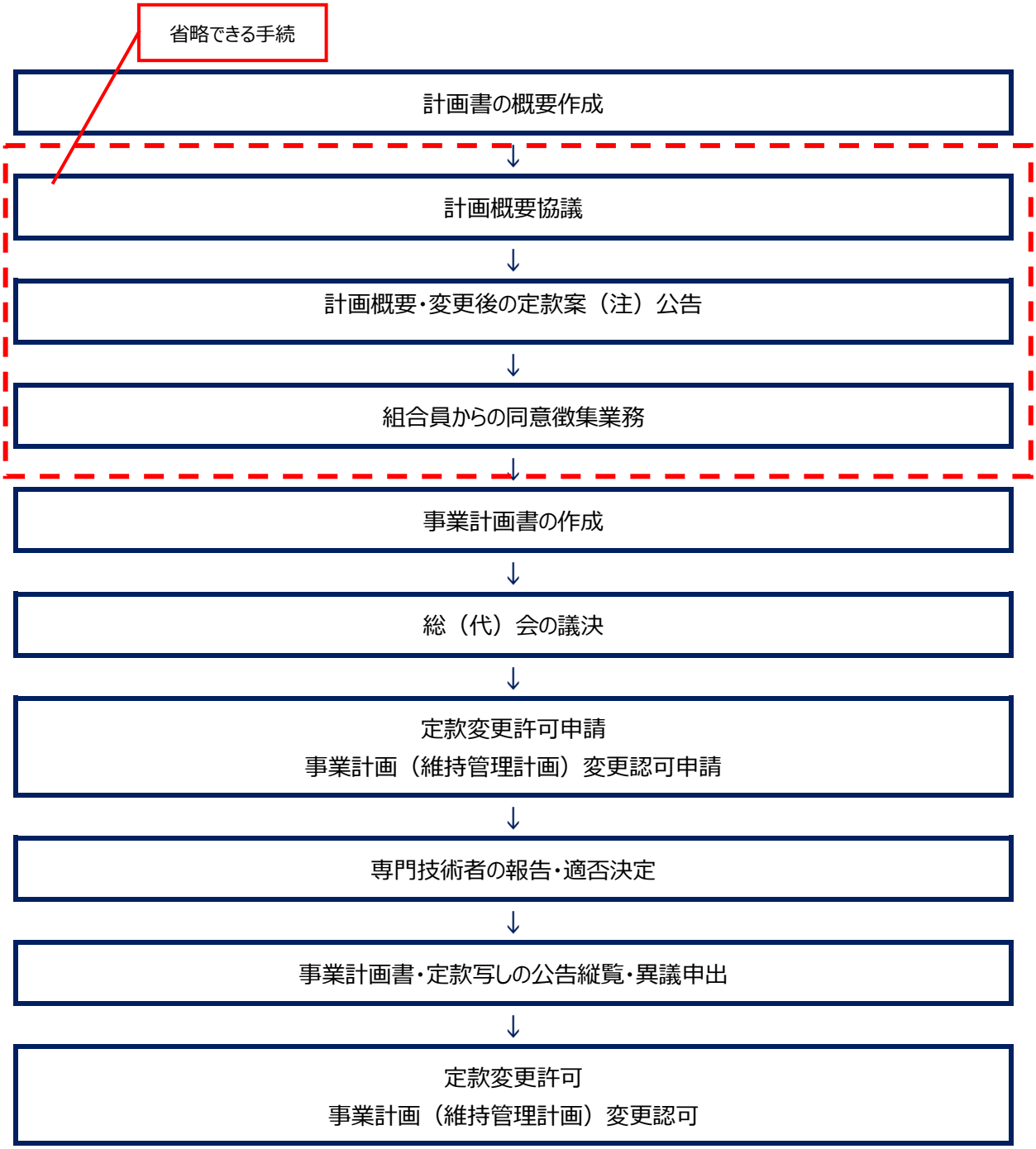

（注）定款第 4 条の土地改良区が実施する土地改良事業にて、施設更新事業に関する事業の記載がない場合には、事業を追加する定款変更を行います。

III　土地改良施設に係る施設更新積立計画（案）の策定

土地改良施設に係る施設更新積立計画（案）（以下、「積立計画（案）」という）は、変更された維持管理計画及び土地改良施設台帳に基づき、組合員の合意を得るために必要な事項を策定します。

本マニュアルでは、参考資料として別添 1 に土地改良区施設更新積立計画（例）を示すとともに、記載項目ごとに設例を示しながら解説します。

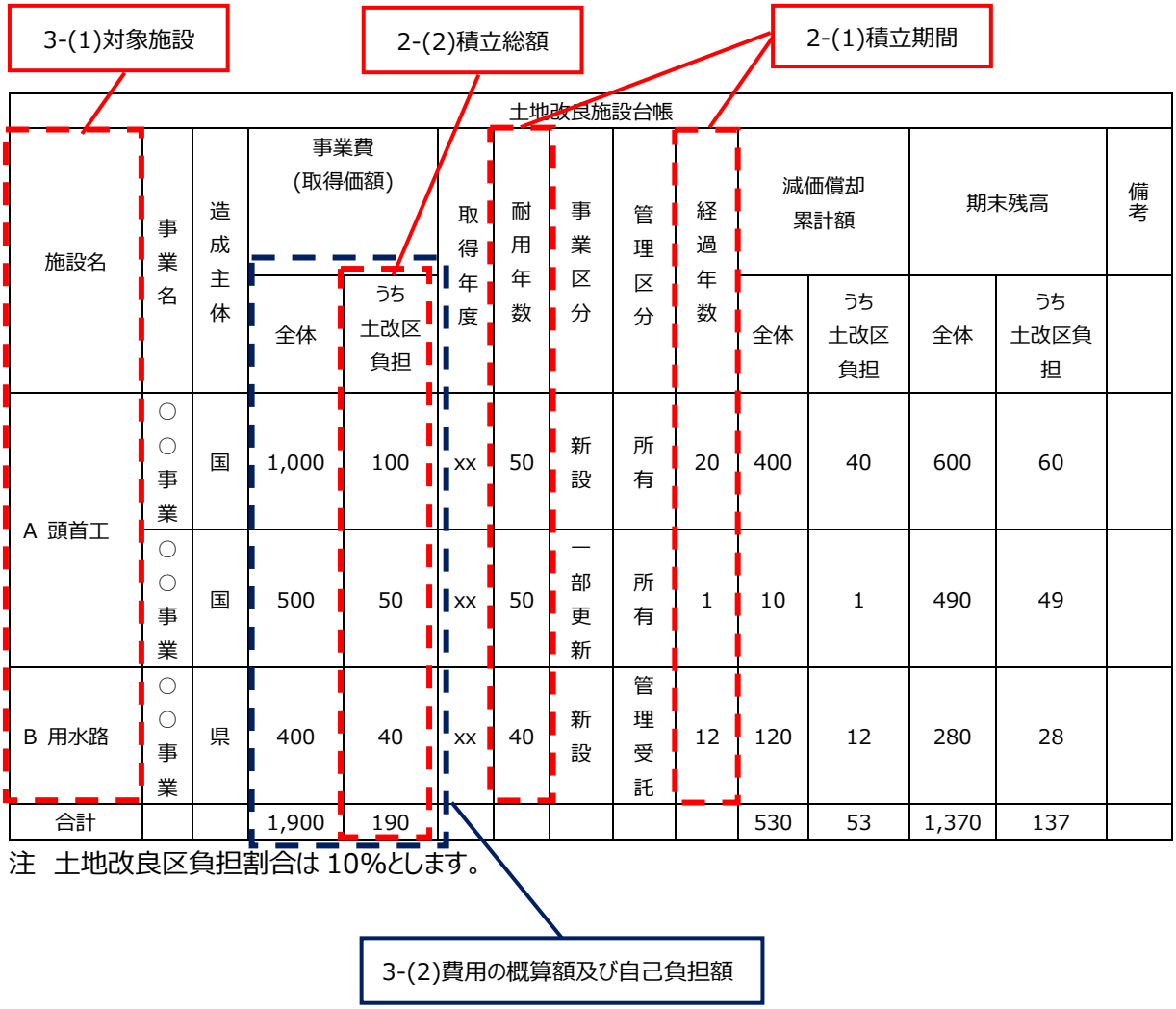

1　積立ての目的

積立計画は、施設更新事業等に係る費用（以下、「施設更新事業費」という）の積立てを行うために策定されます。

積立計画の内容は、この目的に沿ったものである必要があります。

2　積立計画の内容

(１) 積立期間

積立期間は、耐用年数又は残存年数（＝耐用年数-経過年数）を基準に、施設更新事業費の財源確保の見通しや積立期間における組合員の負担を考慮した上で決定します。

耐用年数を基準とする場合、施設の減価償却費相当額を基準として毎期の積立額が算定され、積立期間にわたる組合員の負担は小さくなりますが、既に耐用年数の大半を経過している施設の場合、積立期間完了後において、積立金額の施設更新事業費に占める割合が小さくなり、借入金などその他の財源により施設更新事業費を調達する必要が生じます。

残存年数を基準とする場合、積立期間完了後において、積立金額の施設更新事業費に占める割合が大きくなり、その他の財源により調達する金額は小さくなりますが、積立期間にわたり組合員の負担は大きくなり、既に耐用年数の大半を経過している施設の場合、残存年数を積立期間とすると、積立期間における組合員の負担が大きくなってしまい、合意を得ることが難しくなる場合があります。

設例では、積立期間は耐用年数に基づき、A 頭首工を 50 年、B 用水路を 40 年と設定します。

(２) 積立総額

積立計画策定の段階では、将来において補助事業等が行われることや、事業費の負担割合が現況の施設と同じであることが確定しているものではありませんが、事業費全体を積立総額とすることは現実的ではありませんので、ここでは、将来においても補助事業が行われ、負担割合も現況の施設と同じであることを前提とします。

以上より、積立総額は、施設の取得価額のうち、土地改良区負担額を基準額として、（１）で検討した事項と同じく、施設更新事業の財源確保の見通しや積立期間における組合員の負担を考慮して算定します。

設例では、土地改良施設台帳の事業費（取得価額）の「うち土改区負担」の金額 190 が積立総額の基準額（≒将来の施設更新事業費）となります。そして、当該施設更新事業費の財源を積立金 50%と借入金 50%で調達することとして、積立総額を 95 と算定しました。

(３) 積立期間中の毎期の積立額

積立計画は、将来の施設更新事業費に備えて資金を保有することを目的として定めたものであるため、必要以上に組合員から徴収し、目的外の資金が保有されることがないよう、毎期の積立限度額を定める必要があります。

3　施設更新事業等の概要

(1) 施設更新事業等に係る対象施設

土地改良施設台帳には、維持管理計画に位置づけられた土地改良施設（管理受託施設を含む）が登録されており、これには、更新費用を積み立てる重要性の低い施設として資産評価を行わなかった施設も含まれています（土地改良施設の資産評価マニュアル 2.(3)）。

施設更新事業等の対象施設は、土地改良施設台帳に登録されている施設のうち、資産評価を行わなかった施設を除いた施設、すなわち資産評価を行った施設を対象に、施設更新事業等の内容や時期を検討します。

なお、施設更新事業等の対象となった施設全てについて積立を一斉に開始する必要はなく、施設ごとに積立の時期や金額を検討し、積立計画を策定します。

設例では、A 頭首工と B 頭首工を対象とします。

(2) 費用の概算額及び土地改良区負担額

土地改良施設台帳には、現況の施設を造成するのに要した、又は推定された事業費が取得価額として計上されています。

施設は耐用年数が長く、長期にわたり利用されるものであるため、将来の施設更新事業費は、技術革新や物価の変動等の影響で現況の施設の造成費用と異なる場合も想定されますが、積立計画の策定段階では、現況の施設の事業費（取得価額）を基礎として費用の概算額を算定します。

また、現況の施設については、将来においても補助事業が行われ、事業費の負担割合も現況の施設と同じであることを前提に、費用の概算額を算定します。

そのため、事業費（取得価額）のうち、国又は都道府県の負担額を費用の概算額から除くこととし、土地改良区負担額（自己負担額）のみを費用の概算額として取扱います。

なお、精度が高い見積りを実施できる場合は、事業費（取得価額）ではなく、当該見積金額を費用の概算額とすることも差し支えありません。

設例では、A 頭首工と B 頭首工について、現況の施設の事業費（取得価額）及び土地改良区負担割合に基づき、次のように算定しました。

A 頭首工：	事業費（取得価額）1,500（=新設 1,000+一部更新 500）
	自己負担額 150（=新設 100+一部更新 50）
B 用水路：	事業費（取得価額）400
	自己負担額 40

(3) 工事の予定時期

施設更新事業等の対象となった施設の耐用年数の到来時又は到来後、施設更新事業等の実施を予定している期間を予定時期として設定します。

4　積立金の積立て・取崩しによる土地改良区収支への影響

積立てに関する組合員の判断に有用な情報を提供する観点から、積立期間における組合員の負担の見通しや施設更新事業等の実施時における積立金の充当予定額を記載します。

具体的には、積立てを行わなかった場合と比較した場合の、積立金の増加額や経常賦課金又は特別賦課金に係る毎年度の賦課金単価の増加額を記載します。

また、取崩時における施設更新事業等の国営、都道府県営、土地改良区営の区分と積立金の取崩し期間及び毎年度の取崩し金額を記載します。

なお、組合員に対する情報提供の観点から、施設更新事業費の財源の割合や借入金で調達する場合の借入金の計上予定額など、将来の土地改良区の財政状態に関する情報を開示することも考えられます。

設例では、A 頭首工（国営）は、積立期間 50 年、土地改良区負担額のうち 50%を積立て、B 用水路（県営）は、積立期間 40 年、土地改良区負担額のうち 50%を積立てることとしているため、毎年度の積立額は次のように算定されます。

ただし、A 頭首工のうち、事業区分が「新設」の取得価額 1,000 の部分は、造成後 20 年が経過しているため、耐用年数到来時に施設更新事業費の拠出がなされることを前提とすると、積立金の金額は 100 ÷ 50 年 × 50% × 30 年 = 30 となり、実際は 30%を積立金、70%はその他の財源から調達することとなります。

A 頭首工：（100+50）÷ 50 年 × 50% = 1.5（A）
B 用水路： 40 ÷ 40 年 × 50% = 0.5（B）
（A） + （B） = 積立額 2

上記より、受益面積 10,000 ㎡とした場合、2 ÷ 10 = 0.2 が、10 アールあたりの賦課金単価の増加額となります。

5　積立額の算定方法

積立金の積立方法について、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 国土交通省）」では、長期修繕計画で計画された修繕工事費の累計額を、計画期間中均等に積み立てる方式（均等積立方式）と、当初の積立額を抑え段階的に積立額を値上げする方式（段階増額積立方式）が示されています。

将来にわたって安定的な積立てを確保する観点からは、均等積立方式が望ましいですが、組合員の世代間の負担の均衡を図る観点から、段階増額積立方式の考え方を取り入れることも考えられます。

加えて、造成時にまとまった額の賦課金を徴収することや、金融機関から借り入れることを前提とした方法も考えられますが、施設更新事業費の財源確保の見通しや積立期間における組合員の負担を総合的に勘案した上で算定方法を決定することとなります。

なお、土地改良区の判断で、転用決済金又は毎年度の収支決算書の剰余金の一部を積み立てに充てることができ、その場合は積立計画のほか、積立金管理規程にもその旨記載します。

設例では、均等積立方式に基づき、2 の（2）で算定した積立総額を、2 の（１）で定めた積立期間中均等に積み立てることとし、4 で算定したとおり、A 頭首工と B 用水路について、減価償却費を基礎として、その額の 50%を毎期積み立てるものとしました。

6　その他

(1) 積立計画の変更について

積立計画は、将来実施する施設更新事業の内容、時期、費用等を確定するものではなく、一定期間ごとに見直していくことを前提としています。例えば、工事の内容は、積立計画策定時の施設の現状の仕様等を踏まえて設定されますが、実際の工事の実施時には、技術革新や物価の変動等により異なるものになることがあります。また、積立期間を何年に設定するかによって、計画に盛り込まれる工事の内容も異なります（例えば造成時の維持管理計画期間が 10 年の場合、施設更新周期がこれを超える工事項目は盛り込まれていません）。

こうしたことからも、積立計画は理事会で毎期見直しの要否の検討を行い、一定期間ごとに見直していくことが必要となります。

検討の結果、積立計画を変更する場合には、その都度総（代）会の承認を得ることとなります。

(2) 積立金管理規程の設定について

積立金の管理及び事務処理方法を定めるため、積立金管理規程を設定する必要があります。

機動的な意思決定の観点から、積立計画及び維持管理計画の議決を得る際に、積立金管理規程の設定を理事会に委任する旨も併せて議決します。

(3) その他

土地改良区が管理する施設と密接に関連する施設がある場合で、当該施設で国、都道府県、市町村又は独立行政法人水資源機構が管理するものの施設更新事業等に関する関連情報がある場合には当該事項、その他土地改良区において特記すべき事項があれば、必要に応じて記載します。

Ⅳ 総（代）会の議決

1 組合員との合意形成

ここでは、維持管理計画の変更（案）と積立計画（案）について、理事が組合員から合意を得るために、主に現役世代と将来世代の負担の均衡と将来の土地改良区の財政状態の観点から組合員に説明するにあたり、必要に応じて検討する事項について記載します。

(１) 施設の現況把握

土地改良施設台帳を作成することにより、土地改良区が管理する施設について、「いくらで建設され（取得価額）」、「これまでに、どの程度の価値が目減りしていて（減価償却累計額）」、「現在はどの程度の価値があるか（期末残高）」といった情報を定量的に把握することが可能となります。

これらの情報は、積立計画（案）の作成に資するだけでなく、施設の老朽化の程度、施設更新事業の必要性及び将来の施設更新事業費の目安について、組合員への説明根拠となることが期待できます。

(２) 施設更新事業費の財源の検討

将来の施設更新事業費の財源の調達方法と割合は、組合員の負担額に直結するため、合意を得る上で重要な事項です。

主な財源の調達方法には賦課金（積立金の原資）と借入金があります。

賦課金は主に現役世代の負担に、借入金は将来世代の負担につながります。

そのため、いずれか一方に負担が偏ることがないように両者の割合を定めることが考えられます。

(３) 賦課方法

賦課方法は、Ⅲ-5 で定めた積立方法に基づく積立金の原資であることから、基本的には積立方法と賦課方法とで金額と時期は一致することとなります。

将来の施設更新事業費の財源の調達方法のうち、賦課金については、施設の耐用年数が長期にわたることから、積立期間中に世代交代が行われる場合もあるため、必要に応じて、賦課方法についても現役世代と将来世代の負担の均衡を図ることとなります。

積立ては、現役世代と将来世代で負担を分担するために行うため、賦課方法の決定にあたっても、いずれか一方に負担が偏ることがないようにするとともに、更新後の施設を利用する世代の利用期間を考慮して、段階増額積立方式や施設の更新時に将来世代から特別賦課金を徴収することも考えられます。

(４) 将来の土地改良区の財政状態

積立てに関する組合員の判断に有用な情報を提供する観点から、施設更新事業費の財源の割合と賦課方法それぞれについて代替案を複数設定し、施設更新事業実施後における土地改良区の財政状態（貸借対照表）のシミュレーションを行い、組合員に示すことが考えられます。

このシミュレーションを実施するにあたっては、積立に係る勘定科目だけを変動させ、他の勘定科目の金額は固定して施設更新事業実施後の貸借対照表を推計することが一般的ですが、より精度の高い推計が可能な場合は、その方法で推計を行っても差し支えありません。

2　総（代）会の議決

維持管理計画の変更（案）と積立計画（案）について、組合員との合意を得た後、総（代）会の議決を得ます（法第 48 条、規則第 36 条）。

当該議決には、経費分担の基準に関する定款変更又は賦課金の基準額の変更に係る総（代）会の議決も含まれます。

なお、積立金の積立を収支予算に計上する際や、積立ての結果を決算関係書類にて報告する際も総（代）会の議決が必要となります（法第 30 条第 1 項第 4 号及び 7 号、規則第 26 条）。

Ⅴ 積立金管理規程の設定

総（代）会の議決後、積立金の管理及び事務処理方法を定めるため、理事会の議決を経て、次の事項を内容とする施設更新積立金管理規程（以下「積立金管理規程」という。）を設定します。

本書では、参考資料として別添 2 に土地改良区施設更新積立金管理規程（例）を示すとともに、記載項目ごとに解説します。

(1) 目的

積立金管理規程は、将来の施設更新事業費に備えて資金を保有するための方法を定めるために作成されます。

積立金管理規程の内容は、この目的に沿ったものであること、及び変更された維持管理計画及び積立計画と整合している必要があります。

(2) 積立計画

積立金管理規程の内容は、積立計画と整合している必要があるため、その旨を規程上明示します。

また、毎期見直しの要否の検討を行うことや、検討の結果、積立計画を変更する場合には、総（代）会の承認を得なければならない旨もここで規定します。

(3) 積立方法

積立金には、維持管理に要する費用として徴収した賦課金のほか、法第 42 条第 2 項の規定に基づき徴収する決済金の一部及び毎年度の収支決算上の剰余金の一部も積立てに充当することができます。

(4) 積立限度額

積立計画 2-(3)にて定めたとおり、積立計画は、将来の施設更新事業費に備えて資金を保有することを目的として定めたものであるため、必要以上に組合員から徴収し、目的外の資金が保有されることがないよう、積立金は、毎年度、総（代）会にて承認された積立総額を限度とすることとし、当該金額を超えて積み立てることはできない旨を明示します。

(5) 取崩方法

取崩しを行う場合は、積立の目的に従い、対象となった施設の施設更新事業費に充当するものに限定する必要があります。

また、土地改良区が管理する施設と密接に関連する施設で、国、都道府県、市町村又は独立行政法人水資源機構等が管理する施設の施設更新事業費であって、土地改良区が負担又は分担しなければならない費用がある場合は、必要に応じて総（代）会の決議を経て積立金を取崩すことができる旨、規定します。

(6) 管理方法

施設更新に係る積立金が、日常業務の資金繰りやその他の積立金に流用されないよう、積立金に係る資金はその目的を示す名称をもってその他の積立金及び預金とは区分して保管する旨、定める必要があります。

また、積立金の運用は金融機関への預貯金並びに国債、地方債及び公社債といった、元本の償還及び利息の支払いに支障をきたさないものを対象とする旨、運用対象を明示します。

（７）会計

積立金を計上する勘定科目は、土地改良区会計基準 別表第 1 に準じて、貸借対照表の資産の部の（款）特定資産、（項）施設更新積立資産の名称を付して計上する旨、明示します。

特別会計を設置している場合は、積立金は会計区分ごとに計上し、他の会計区分に流用してはならない旨を規定します。

（８）その他必要な事項

積立金管理規程の改廃の方法や細則を設ける場合の定めなど、その他必要な事項について記載します。

Ⅵ 積立の実施

維持管理計画の変更認可及び積立計画の承認後、土地改良区は、設定した積立金管理規程に基づき、毎年度、将来必要となる施設更新事業等に要する費用を維持管理事業に要する費用の一部として、賦課徴収した上で、積立を実施します。

1 口座の設定

積立金は、日常業務の資金繰りに流用されないように流動資産に計上されている現金及び預金とは別の預金口座で保管します。

2 積立予算の承認

積立金の積立・取崩を行うには、積立金に係る収入・支出を収支予算書に計上し、当該事業年度前に総（代）会の議決を得る必要があります（法第 30 条第 1 項第 4 号、規則第 26 条）。

3 積立結果の報告

積立・取崩の実施結果を収支決算書にて総（代）会に報告し、議決を得ます（法 29 条の 2、法第 30 条第 1 項第 7 号）。

4　会計経理処理

積立金の積立又は取崩による収入又は支出が発生した場合は、会計経理処理を行います。

ここでは、設例をもとに、予算編成から積立の実施、決算報告にかけての一巡を解説します。

(１) 積立金の積立て

積立金の積立ては土地改良区会計基準別表第 1 に準じて、収支決算書上は、（款）特定資産積立支出、（項）施設更新積立資産積立支出に計上し、貸借対照表上は、資産の部の（款）特定資産、（項）施設更新積立資産に計上します（財務諸表等作成要領第 3 章Ⅲ-4-(6)）。

なお、特別会計を設置している場合は、会計区分ごとに積立金を計上します。

また、「小水力発電施設の管理に係る発電事業会計の手引」及び「太陽光発電施設の管理に係る発電事業会計の手引」等にて計上する勘定科目や積立の原資、充当順位が別途示されている場合がありますが、この場合には当該手引に示されている方法に従い、会計処理を行います。

ここでは、Ⅲで示した設例を前提に、積立金の積立てについて、収支予算書への計上から、会計経理処理、貸借対照表及び収支決算書への計上まで行っていきます。

取引例

① x1 年度において、x30 年度に更新予定の土地改良施設 1,000(国負担額 900、土地改良区負担額 100)の土地改良区負担額の拠出に備えるため、毎事業年度 2 施設更新積立資産として積み立てることとし、収支予算書に計上した。
② ①で策定した予算に従い、積立てを実施した。
③ ②の積立の結果を貸借対照表及び収支決算書を用いて総（代）会にて報告した。

① 収支予算書への計上

X1 年度収支予算書

支出　　(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
			増	減	
土地改良事業費支出					
維持管理費支出	・・・	・・・	・・・	-	
特定資産積立支出					
施設更新積立資産積立支出	2	-	2	-	
繰越金					
次年度繰越金	・・・	・・・	・・・	-	
支出の部計	・・・	・・・	・・・	-	

② 積立の実施

支出命令書	
一般会計	
款	特定資産積立支出
項	施設更新積立資産積立支出
目	
節	
一、金　2 円也 ただし、施設更新積立資産の積立	

借方		貸方	
施設更新積立資産 (貸借対照表)	2	現金及び預金 (貸借対照表)	2

③　決算報告

貸借対照表

Ⅰ　資産の部		Ⅱ　負債の部	
・・・・		・・・・	
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産		・・・・	
(2) 特定資産		Ⅲ　正味財産の部	
施設更新積立資産	2	・・・・	
(3) その他固定資産			
・・・・			

X1 年度収支決算書

支出の部　　(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較		附記
			増	減	
土地改良事業費支出					
維持管理費支出	・・・	・・・	-	-	
一般管理費支出					
運営事務費支出	・・・	・・・	-	-	
事務所費支出	・・・	・・・	-	-	
特定資産積立支出					
施設更新積立資産積立支出	2	2	-	-	
繰越金					
次年度繰越金	・・・	・・・	-	・・・	
支出の部計	・・・	・・・	-	・・・	

（２）積立金の取崩し

積立金の取崩しは土地改良区会計基準別表第 1 に準じて、収支決算書上は、（款）特定資産取崩収入、（項）施設更新積立資産取崩収入に計上し、貸借対照表上は、同額を資産の部の（款）特定資産、（項）施設更新積立資産から控除します（財務諸表等作成要領第 3 章Ⅲ-4-(6)）。

なお、特別会計を設置している場合は、会計区分ごとに積立金を取崩します。

また、「小水力発電施設の管理に係る発電事業会計の手引」及び「太陽光発電施設の管理に係る発電事業会計の手引」等にて計上する勘定科目や積立の原資、充当順位が別途示されている場合がありますが、この場合には当該手引に示されている方法に従い、会計処理を行います。

ここでは、Ⅲで示した設例を前提に、積立金の取崩しについて、収支予算書への計上から、会計経理処理、貸借対照表及び収支決算書への計上まで行っていきます。

取引例

① x30 年度に更新事業が完了予定の A 頭首工 1,000(国負担額 900、土地改良区負担額 100)の土地改良区負担額の拠出に備えるため、施設更新積立資産の取崩額 30 と日本政策金融公庫からの借入金 70 を収支予算書に計上した。

② ①の土地改良施設 1,000(土地改良区負担額 100)の引き渡しを受けた。

③ ②の土地改良区負担額 100 のうち、30 を積立資産の取崩し、70 を日本政策金融公庫からの借入金で拠出に充てた。

③ 積立金の取崩しの結果を貸借対照表及び収支決算書を用いて総（代）会にて報告した。

① 収支予算書への計上

X30 年度収支予算書

収入の部　　(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
			増	減	
土地改良事業収入					
経常賦課金収入	・・・	・・・	・・・	-	
借入金収入					
公庫資金借入金収入	70	-	70	-	
特定資産取崩収入					
施設更新積立資産取崩収入	30	-	30	-	
前年度繰越金					
収入の部計				-	

(単位：円)

支出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附記
			増	減	
土地改良事業費支出					
維持管理費支出	・・・	・・・	-	-	
一般管理費支出					
運営事務費支出	・・・	・・・	-	-	
土地改良事業負担金支出					
国営事業負担金支出	100	-	100	-	
繰越金					
次年度繰越金	・・・	・・・	-	・・・	
支出の部計	・・・	・・・	-	・・・	

② 土地改良施設の引渡

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	特定資産	款	流動負債
項	所有土地改良施設	項	未払金
目		目	
節		節	
一、金　100 円也 ただし、土地改良施設の譲与(土地改良区負担分)			

振替命令書			
一般会計			
借方		貸方	
款	特定資産	款	固定資産受贈益
項	所有土地改良施設	項	所有土地改良施設受贈益
目		目	
節		節	
一、金　900 円也 ただし、土地改良施設の譲与(国負担分)			

借方		貸方	
所有土地改良施設 (貸借対照表)	1,000	未払金 (貸借対照表) 固定資産受贈益 （正味・指定）	100 900

③ 土地改良区負担額の拠出

収入命令書	
一般会計	
款	借入金収入
項	公庫資金借入金収入
目	
節	
一、金　70 円也 ただし、公庫からの借入	

支出命令書	
一般会計	
款	土地改良事業負担金支出
項	国営事業負担金支出
目	
節	
一、金　70 円也 ただし、国営事業の土地改良区負担額の支払い	

収入命令書	
一般会計	
款	特定資産取崩収入
項	施設更新積立資産取崩収入
目	
節	
一、金　30 円也 ただし、施設更新積立資産の取崩	

支出命令書	
一般会計	
款	土地改良事業負担金支出
項	国営事業負担金支出
目	
節	
一、金　30 円也 ただし、国営事業の土地改良区負担額の支払い	

借方		貸方	
現金及び預金	100	公庫資金等長期借入金	70
		施設更新積立資産	30
未払金	100	現金及び預金	100
(貸借対照表)		(貸借対照表)	

④ 決算報告

貸借対照表

Ⅰ 資産の部		Ⅱ 負債の部	
・・・・		・・・・・	
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産		公庫資金等長期借入金	70
(2) 特定資産		Ⅲ 正味財産の部	
所有土地改良施設	1,000	1 指定正味財産	900
施設更新積立資産	30※	(うち基本財産への充当額)	・・・
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	
・・・・		2 一般正味財産	

※ x1 年度から x30 年度まで 2 積み立ててきた金額 60（=2×30 年）-30=30

X30 年度収支決算書

収入の部 (単位：円)

科目	予算額	決算額	比較		附記
			増	減	
土地改良事業収入					
経常賦課金収入	・・・	・・・	・・・	-	
借入金収入					
公庫資金借入金収入	70	70	-	-	
特定資産取崩収入					
施設更新積立資産取崩収入	30	30	-	-	
前年度繰越金					
収入の部計	・・・	・・・	-	・・・	

支出の部 (単位：円)

科目	予算額	決算額	比較		附記
			増	減	
土地改良事業費支出					
維持管理費支出	・・・	・・・	-	-	
一般管理費支出					
運営事務費支出	・・・	・・・	-	-	
土地改良事業負担金支出					
国営事業負担金支出	100	100	-	-	
繰越金					
次年度繰越金	・・・	・・・	-	・・・	
支出の部計	・・・	・・・	-	・・・	

別添１　土地改良区施設更新積立計画（例）

年　月総（代）会議決
（　年　月改定 総（代）会議決）
○○土地改良区

1　積立ての目的

本積立計画は、本土地改良区が管理する土地改良施設及び土地改良区が管理する土地改良施設に関連する施設について、大規模修繕及び施設更新事業（以下「施設更新事業等」という。）に係る費用の積立てを行うために必要な事項を定めるものである。

2　積立計画の内容

（１）　積立期間

年度から　年度まで（　年間）

（※積立計画の総（代）会議決が行われた次年度から積み立てる）

（２）　積立総額

000,000 千円

（３）　積立期間中の毎期の積立額

000,000 千円を限度として積み立てるものとする。

3　施設更新事業等の概要

本積立計画で予定する施設更新事業等に係る対象施設、費用の概算額及び工事の予定時期は、次のとおりである。

（１）　施設更新事業等に係る対象施設

（２）　費用の概算額及び自己負担予定額

（３）　工事の予定時期

4　積立金の積立て・取崩しによる土地改良区収支への影響

積立期間である 年度から 年度までの毎年度は、積立てを行う前年度と比較し、毎年度 000 千円の積立額の増（なお、経常賦課金については、10 アール当たり 000 円の増）となる。

なお、施設更新事業等が○○（県営）事業により実施されることを想定しており、 年度から 年度までの毎年度は、000,000 千円の積立金の取崩しを行う予定である。

5　積立額の算定方法

維持管理計画の変更が認可された 年度以降、土地改良区が管理する施設ごとの減価償却費を基礎として、その額の %を毎期積み立てるものとする。

また、積立金への積立ては、総（代）会の議決を得て、転用決済金又は毎年度の収支決算における剰余金の一部を積み立てることができるものとする。

6　その他

（１）　本積立計画は、毎期見直しの要否の検討を行うものとし、検討の結果、積立計画を変更する場合には、総（代）会の承認を得なければならない。

（２）　積立金の管理のために必要な規程は、別途理事会で定めるものとする。

（※その他必要な事項として、土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設がある場合で、当該施設で国、都道府県、市町村又は独立行政法人水資源機構が管理するものの施設更新事業等に関する関連情報がある場合には当該事項、その他土地改良区において特記すべき事項があれば、必要に応じて記載するものとする。）

附則

年　月　日総（代）会議決

この積立計画は、 年度から施行する。

年　月　日変更 総（代）会議決

この改定した積立計画は、 年度から施行する。

（参考）　維持管理計画書

※認可された維持管理計画書の事業費の箇所の写しを添付すること。

別添２　土地改良区施設更新積立金管理規程（例）

土地改良区施設更新積立金管理規程（例）

年 月 日 制定
○○土地改良区

（目的）
第１条　本規程は、本土地改良区が管理する土地改良施設の大規模修繕及び施設更新事業等（以下「施設更新事業等」という。）に要する費用のための積立金（以下「積立金」という。）の積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

（積立計画）
第２条　土地改良区施設更新積立計画（以下「積立計画」という。）に基づき積立てを行うこととする。
２　積立計画は、毎期見直しの要否の検討を行うものとし、検討の結果、積立計画を変更する場合には、総（代）会の承認を得なければならない。

（積立方法）
第３条　積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、総（代）会にて承認された額を毎期積み立てることとする。
一　賦課金収入
二　転用決済金積立金
三　毎年度の剰余金

（積立限度額）
第４条　積立金は、毎年度、総（代）会にて承認された積立総額を限度とすることとし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

（取崩方法）
第５条　積立金は、総（代）会の承認を経て、取り崩すことができる。
２　取崩しを行う場合は、土地改良区が管理する土地改良施設の施設更新事業等に要する費用に充当することに限るものとする。
３　前項のほか、貸借対照表の注記において記載する本土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設で、○○（※国、県等）が管理する施設の施設更新事業等に要する費用であって本土地改良区が負担又は分担しなければならない費用については、総（代）会の承認を経て、当該負担金又は分担金に充てるため積立金を取り崩すことができる。

（管理方法）
第６条　積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。
２　積立金に属する現金はその目的を示す名称をもってその他の積立金及び現金預金とは区分して保管しなければならない。

3　積立金の運用は金融機関への預貯金並びに国債、地方債及び公社債によるものとする。
4　前項の国債、地方債及び公社債は、元本の償還及び利息の支払いに支障をきたすおそれのないものを対象としなければならない。

（会計）
第７条　積立金は会計区分ごとに、貸借対照表の資産の部の（款）特定資産、（項）施設更新積立資産の名称を付して計上するものとする。
2　本規程に基づき積み立てた積立金は、他の会計区分に流用してはならない。

（改廃）
第８条　この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

（細則）
第９条　この規程に定めるほか、積立金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則
この規程は、　年　月　日から施行する。

別添３　（参考）土地改良区の実情に合わせた積立の実施

１　本書適用の課題

冒頭で述べたように、本書は資産評価マニュアルに基づいて作成した土地改良施設台帳を前提としています。したがって、資産評価が完了していないと活用は困難です。

また、土地改良施設の実際の価値が資産評価額とどの程度一致しているか、資産評価額に基づいて算定した更新費用が将来の実際の事業費とどの程度一致しているかは、経済情勢、技術進歩、工法の選択等に影響されるため、必ずしもはっきりとはわかりません。

実際、これまでの大規模修繕事業においても、工期が予想以上に長期化したり、物価や消費増税の影響から事業費が当初予定額から大きく上振れしたケースも多くみられます。補助事業での維持更新を前提とした場合には、将来の地元負担額は補助率によっても大きく変動します。

本書の手法は、あくまで一つの合理的な積立目標額の算定と積立実施手順を示したものであり、土地改良区は実情に合わせ柔軟な運用をしていくことが求められるでしょう。

２　柔軟な運用の事例

土地改良区の柔軟な運用の事例として、下記のような手法での積立に取り組んでいる土地改良区が挙げられます。

①毎年度の剰余金の積立

土地改良区によっては、組合員から徴収している経常賦課金をベースにした一般会計予算の剰余金のなかから、独自に定めた積立上限額の範囲内で、毎年度特別会計の施設更新費用積立金に繰出しを実施しています。

厳しい農業情勢が続くなか、組合員に追加の負担を求めることが困難な場合、有効な手法です。さらにこの手法の利点の一つとして、毎年度の総（代）会での予算の議決のプロセスに組み込まれているため、改めて総（代）会議決を取る必要がないことが挙げられます。

ただし、注意を要する点もあります。総代・組合員に積立の必要性を十分に説明した上で、上限額を設定し、その上限額については必要に応じて総（代）会での承認を得ておくべきでしょう。予め定められた上限額の範囲内であれば、「積立てる余裕があるのなら賦課金を下げるべき」という総代・組合員の反発を避けることができます。

②算定根拠を明示した将来の更新費用のシミュレーション

先述のように、将来の更新費用には不確定の要素も多く、本書も含め、算定額はあくまでシミュレーションです。この意味では、事業額が確定した後、借入金を特別賦課金で償還していく方が、組合員としてはわかりやすいといえます。ただし、利息の節減や将来の急激な負担増の緩和・平準化など、積立には大きなメリットがあります。

こうしたメリットを組合員に理解してもらったうえで積立を実施するには、十分な根拠のある前提のもと、わかりやすい計算手法で算定した将来の更新費用のシミュレーションを、視覚的に理解しやすい資料で説明する必要があります。本書はその一つで、土地改良区会計基準が根拠といえますが、たとえば現在の物価水準・可能な工法・地元負担率等をベースに、更新事業費をシミュレーションし、長期保全計画を策定するケースも考えられます。会計基準の考え方に馴染みがない組合員にとっては、こ

の手法による算定結果の方が受け入れやすいかもしれません。

いずれにせよ、明確な根拠のもと、前提を明示しながら将来の更新事業費を説明することで、総代・組合員の合意を得て積立を実施できる可能性は高まります。

これらは積立の実施という目的のため、組合員の合意形成を得る手段といえます。あくまで本書に則った積立が最も合理的とはいえますが、土地改良区の実情、組合員の置かれている状況に則し、合意形成を得られなければ、計画的な積立は不可能です。

重要なことは、将来の更新費用の積立を少しでも早く実施し、突発的な事故の際にも、将来の大規模な更新事業の際にも、組合員の負担が急増しない体制を構築しておくことです。そのためには、地域の実情に合わせた最適な手法で、積立の合意形成を得る必要があるでしょう。